



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) スチュワードシップ・コード (改訂版) の確定について
- (2) 「コンテンツ事業に関する Q&A」の公表について
- (3) 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」広島開催について
- (4) 車座ふるさとトーク (静岡県浜松市) の開催について

P6 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P9 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P10 お知らせ

フォトギャラリー



6月12日 多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第9回）にて挨拶する越智副大臣



6月23日 日豪フィンテック推進協力に関する書簡交換式で挨拶する越智副大臣

トピックス

(1) スチュワードシップ・コード(改訂版)の確定について

金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、平成 28 年 11 月 30 日、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書が公表されました。

同意見書において、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が企業との間で深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言されたことを受け、金融庁において、平成 29 年 1 月から 3 回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「検討会」という。）を開催してきました。

検討会は、3 月 28 日にコード改訂案を公表し、4 月 27 日（英訳版は 5 月 8 日）にかけてパブリックコメント手続を実施しました（※ 1）。寄せられた意見を踏まえ、5 月 29 日、検討会は、スチュワードシップ・コードの改訂版を確定・公表しました。

（※ 1）和英両文によるパブリックコメントを実施し、改訂案については 18 の個人及び団体から、英訳版については 11 の個人及び団体からご意見をいただきました。

改訂の概要は、以下のとおりです。

- ・ アセットオーナーが、最終受益者の利益の確保のため、スチュワードシップ活動に関して運用機関に求める事項・原則を明示すること。
- ・ 運用機関が、議決権行使等に際して、顧客・受益者の利益を確保するため、具体的な局面を特定した実効的な利益相反管理方針を策定・公表するとともに、独立した取締役会や第三者委員会などのガバナンス体制を整備すること。
- ・ 株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いパッシブ運用において、より積極的な対話等に取り組むこと。
- ・ 機関投資家の経営陣が、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えること。
- ・ 議決権行使についての可視性を高め、利益相反の懸念を払拭する等のため、原則として、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権行使結果を公表すること。
- ・ 運用機関が、自らのガバナンス体制等の持続的な改善に向けて、スチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すること。また、アセットオーナーが、こうした自己評価等も活用し、運用機関に対する実効的なモニタリングを行うこと。
- ・ 議決権行使助言会社が、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入すること。また、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すること。

なお、検討会は、改訂版コード公表の遅くとも 6 ヶ月後（平成 29 年 11 月末）までに、改訂内容を踏まえて、指針を含むコードの各原則に基づく公表項目の更新を期待するとしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[スチュワードシップ・コード\(改訂版\)の確定について](#)」（平成 29 年 5 月 29 日）にアクセスしてください。

(2)「コンテンツ事業に関するQ&A」の公表について

金融庁では、映画製作等のコンテンツ事業における資金調達時の金融商品取引法の適用関係を明確化するために、「コンテンツ事業に関するQ&A」を取りまとめ、公表しました。

なお、参考資料として、コンテンツ事業における資金調達に活用可能なスキームを「コンテンツ事業における資金調達について」に整理し、併せて公表しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[『コンテンツ事業に関するQ&A』の公表について](#)」（平成29年5月31日）にアクセスしてください。

(3)「地域の成長マネー供給促進フォーラム」広島開催について

平成29年6月8日に、中国財務局（広島市）において、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」が開催されました。

「地域の成長マネー供給促進フォーラム」は、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、地元自治体、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場を巡る現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、各地域で開催しています。過去には、平成27年6月に福岡および大阪、同年12月に仙台、平成28年2月に名古屋、同年6月に金沢、平成29年3月に札幌で開催されました。

今回の広島開催では、中国地方のベンチャー企業など地元企業から企業の成長フェーズに応じた資金調達について、ベンチャーキャピタルや地域金融機関等から地域のベンチャー企業等に対する成長マネー供給について、幅広い経験に基づく事例や課題が示され、活発な意見交換が行われました。例えば、「ビジネスモデルによって、事業や付随して必要な資金の時間軸が異なるため、それらに応じた多様な資金調達の受け皿が必要」、「地域の金融機関や自治体からの支援は充実しているが、より大きな成長を目指すためには、地方では情報が不足しがちなエクイティをどう調達していくかが課題」、「ベンチャー投資の金額は増加しているが、リスクが高く、ハンズオン支援等のコストもかかる創業初期段階の企業への投資は減少している」などの意見が聞かれました。

(4)車座ふるさとトーク(静岡県浜松市)の開催について

安倍内閣では、大臣、副大臣、政務官が地域に赴き、テーマを決めて、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすとともに、重要政策について説明する「車座ふるさとトーク」を開催しています。

金融庁においては、平成29年5月29日（月）に越智内閣府副大臣（金融担当）が静岡県浜松市を訪問し、「お金と暮らし（安定的な資産形成について）」をテーマに、浜松市の企業経営者や教育関係者など計10名の方々と「車座ふるさとトーク」を行いました。参加者から多くの御意見をいただきました。



車座ふるさとトークの様子



トーク後の記念撮影

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[お知らせ・広報](#)」の中の「[車座ふるさとトーク](#)」から「[浜松市（越智内閣府副大臣（金融担当）） 概要（平成 29 年 5 月 29 日）](#)」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAX の場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町庁舎 7 号館 FAX: 03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 5 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について](#)
- [「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について](#)
- [スチュワードシップ・コード（改訂版）の確定について](#)
- [都道府県別の中小・地域金融機関情報一覧](#)
- [講演等](#)
- [株式会社商工組合中央金庫に対する行政処分について](#)
- [「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について](#)
- [「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

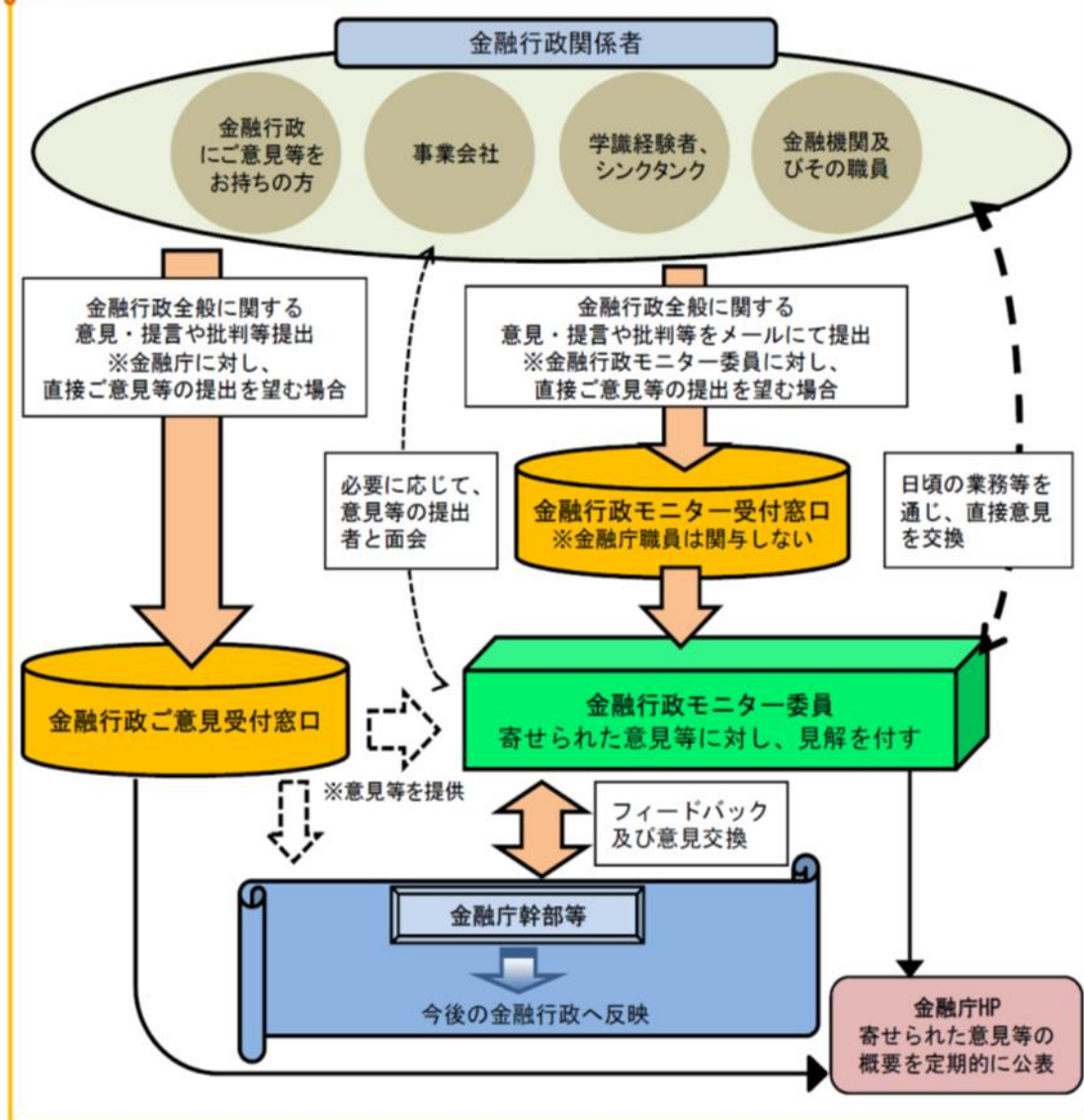
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
調達情報	<u>「調達情報メール配信サービス」</u>	—

